

寺井中学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は寺井中学校PTAと称し、事務局を寺井中学校内におく。

第2章 目的、事業および方針

第2条 本会は会員の教養を高め、家庭・学校・地域社会の緊密な連携により教育環境の整備と生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員の研修、家庭教育の振興に関する事項
2. 生徒の校外補導、安全教育、生徒会の助長に関する事項
3. 教育予算の充実と教育環境の整備充実に関する事項
4. 文化的・体育的部活動の後援、施設等の充実に関する事項
5. 会員相互の親睦に関する事項
6. 功労者表彰に関する事項
7. その他本会の目的達成に必要な事項

第4条 本会は次の方針のもと活動を行う

1. 本会は非営利的、非宗派性、非政治的であって、本会および本会の役員はその名において営利的、宗派性、政治的、その他本会の事業以外の活動を目的とする団体およびその事業について、いかなる関係をもってはならない。
2. 本会は、青少年福祉のために活動する他の団体や施設と協力することができる
3. もっぱら営利を目的とする行動は行わない
4. 本会は、学校に対しその活動を援助するための意見を具申し参考資料を提供するが、直接学校の管理や運営、人事には干渉しない。

第3章 組織および役職

第5条 本会の会員となることのできる者は次の通りとする。

1. 寺井中学校に在籍する生徒の保護者、またはそれに代わる者
2. 寺井中学校の教職員
3. 本会の趣旨に賛同し、役員会で入会を認められた者
4. 会員はすべて平等の権利と義務を有する

第6条 本会を運営するために次の役員をおく

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名 (内1名学校)
- (3) 書記 1名 (学校)
- (4) 会計 3名 (内2名学校)
- (5) 学級委員会代表 若干名
- (6) 各専門委員会委員長 3名〔学級委員会を除く〕
- (7) 特別委員会委員長 若干名

2. 役員任期は1年とし、再選を妨げない

第7条 役員および委員の選出および承認は次の通りとする

1. 役員は各地区で選出し総会で承認するが、学校選出の役員は寺井中学校教職員の中から互選し総会で承認する
2. 地区委員は各地区で選出する
3. 学級委員は各学級で選出する
4. 部活動委員は各部より選出する

第8条 役員は次の通りとする。

1. 会長は本会の代表として会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理をつとめる。
3. 書記は会議の記録、通信発送並びに庶務を行う。
4. 会計は予算に基づいて一切の会計事務を処理し、決算報告をなすとともに予算の立案に協力する。
5. 副会長の内2名は能美市PTA連合会の委員として諸活動を行い、本会の役員としても活動を行う。
6. 役員は各種委員会に出席して意見を述べることができる。

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問は校長、前会長および役員会で推薦された者を会長が委嘱し、会長の諮問に応ずるものとする。

第4章 会議

第10条 本会の会議は、総会、特別委員会、専門委員会、地区PTA会長会、会計監査会および役員会とし、会長が招集する。

第11条 総会は最高の決議機関とし次の通り開催する

1. 定例総会は毎年1回、4月にこれを開く
2. 臨時総会は必要と認めた場合に、開くことができる
3. 総会の議長は、そのつど選出する。

4. 総会では、出席者の過半数により次の事項を議決する。
 - (1) 役員承認
 - (2) 決算承認
 - (3) 事業および予算の審議決定
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他必要な事項

第12条 役員会は次のとおり開催する。

1. 役員会は役員で構成し、会長が議長となって次の事項を審議する 会長が欠けるときは副会長の内1名がその任にあたる
2. 総会に提出する議案
3. 事業遂行に関する事項
4. 細則に関する事項
5. その他必要な事項
6. 会長が特に必要と認める場合は会員等の出席を求め、発言をする事ができる

第5章 専門委員会

第13条 本会には次の専門委員会をおく。

1. 会員教養委員会
 - (1) 会員の研修および教養向上に関する事項
 - (2) 会員の親睦融和に関する事項
 - (3) 会報発行に関する事項
2. 生活委員会
 - (1) 生徒の校外補導および安全教育に関する事項
 - (2) 各種団体との連携協力に関する事項
3. 交通安全委員会
 - (1) 交通安全対策推進に関する事項
 - (2) 各種団体との連携、協力に関する事項
4. 学級委員会
 - (1) 学級・学年の行事等に関する事項
 - (2) 学校給食への協力に関する事項
 - (3) 広報に関する事項

第14条 各専門委員会の副委員長は委員の互選によって決める。各委員長は活動の経過を会長に報告するものとする。

第6章 特別委員会

第15条 本会には専門委員会の他に特別委員会（部活動委員会）をおく。

1. 事業
 - (1) 部活動、各種大会の応援に関する事項
 - (2) 部活動の施設・設備の充実にに関する事項
2. 組織
委員長（1名） 副委員長（1名） 委員（各部代表）

第7章 会計

第16条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月1日で終わる。

第18条 会費の額は、総会で決定する。

第19条 会員に特別な事情が生じた場合は、役員会において会費を減免することができる。

第8章 会計監査

第20条 本会に2名の会計監査委員をおく。委員は会計事務の監査をする。

第21条 会計監査委員の選出および承認は、第6条及び7条を準用するものとする。

第22条 会計監査は、収支決算書およびその証票類により、その年度の会計の監査を行い、監査結果を総会に報告するものとする。

付 則 本会則は昭和27年4月22日施行
昭和32年1月30日改正 昭和42年 4月13日改正
昭和61年4月 1日改正 昭和63年 4月 1日改正
平成 7年4月25日改正 平成 8年 4月26日改正
平成 9年4月24日改正 平成 9年12月20日改正
平成12年4月 1日改正 平成14年 4月22日改正
平成28年4月15日改正

細 則 第1条 委員の数は役員会で決定する。

P T A 組 織 図

総 会 (全会員)

